

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 3 月 1 2 日（木）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録			
平成 2 1 年 3 月 1 2 日		開 会	午後 2 時 1 0 分
		閉 会	午後 2 時 2 5 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のための出席者		な し	
事務局職員		今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 小宮同課同班主幹	

会 議 に 付 し た 事 件	陳情第2号 議場への「日の丸」掲揚実施の延期・見送り・見直しを求めることについて
傍 聴 者	あ り
署 名	委員長 岸 浪 孝 志

午後 2 時 1 0 分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 1 1 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

陳情第 2 号 議場への「日の丸」掲揚実施の延期・見送り・見直し
を求めることについて

○岸浪委員長 陳情第 2 号議場への「日の丸」掲揚実施の延期・見送り・見直しを求めることについてを議題とする。

これより質疑を行う。

○阿部委員 この件については 6 月から議論してきており、既に皆さんの意向は確認できている。また、この間、情勢等、特段の変化等はないものと認識している。しかし、こうした陳情が出されている以上は、こちらの立場を明確にしなければならない。改めて、議場に国旗を掲揚することについては、我々としては有意義なものというか、あつてしかるべきという意見である。陳情の趣旨で、日の丸は罪科の旗で、平和の旗には成り得ないと主張されているが、こういう根拠で国旗掲揚を見送るということについては、我々と認識が大きく違い、賛同するわけにはいかない。このような意見があることも十分認識しているが、一方で国旗掲揚を求める意見もある。議運、または議会においても国旗掲揚を進めるべきという結論が出されているので、結論が出た以上は、議論をしながらも進めていかなければならないという立場である。したがって、今回の陳情に関しては採択できない。

○藤井委員 このことについては、議員みずからが決めることなので、おのおのの議員の内心の自由を尊重してもらいたいということで議論してきているが、この陳情を拝見し、改めてこういう思いの市民がいるということを受けとめたいと思っている。

○東條委員 この件については、昨年6月から無所属クラブの考えを言ってきたが、内心の自由の侵害を含めて、市民も非常に違和感を持っている部分があるということで、採択したいと考えている。

○加藤委員 この陳情については、私どもの会派では、どういう形であれば理解を得られるだろうかということまで含めて議論している。しかし、まだこれだという最終的なものは持ち合わせていないが、総合的に判断すると、この陳情そのものについては採択することはできないという考え方である。

○大沢委員 この陳情については、6月から議論してきており、ある程度の結論は出てきているので、採決をしなければならないと思っている。私どもの会派では、若干、考え方が統一されていない部分もあるが、基本的に前回までの考え方とは変わっていない。これに対しては不採択という意見である。

○森委員 市民連合としては、意見が分かれている部分もあるが、昨年6月、9月、12月に議会としての結論が出ているものと判断し、最近では掲揚の時期や方法といった議論が中心になってきている。今回の陳情についても、真摯に受けとめ、議運に臨んでいるわけだが、前回同様、採択に応じるわけにはいかないと判断した。

○古内委員 創史会は、ことし1月1日に立ち上がり、去年の陳情審査のときには会派を組んでいなかったが、やはり国旗掲揚の陳情採択ということで動いているので、そろそろ次の段階に移った方がいいのではないかという意見でまとまっている。そういった意味で、今回の陳情に関しては賛成しかねる。

○岸浪委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第2号議場への「日の丸」掲揚実施の延期・見送り・見直しを求めることについては、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○岸浪委員長 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択とすべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。陳情審査報告書の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、一任願う。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後2時25分 閉会